

## 農業生産法人に関する過去の議論

## ○規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)

## II 重点計画事項

## 6 農林水産業

## (1) 農業分野

## ① 農地政策の見直しについて

## カ 農業生産法人の出資に係る特例措置の周知徹底等【平成20年中措置】

農業生産法人については、構成員要件を課して、出資を規制しているが、規模拡大や販売に要する資金需要等に対応すべく資本増強の必要があるケースもあると考えられる。

農業生産法人は、関連事業者等から総議決権の1/4まで出資を受けることが可能であり、また、認定農業者となれば総議決権の1/2未満まで出資を受けることが可能であるが、現状をみると、必ずしもこれらを十分に活用しているとは言い難く、これらの活用について周知徹底を図る。

また、可能なものについては、農業生産法人の農業経営の発展に資するような運用改善の検討を行う。

## ○規制改革推進のための3か年計画（再改定）（平成21年3月31日閣議決定）

### Ⅱ重点計画事項

#### 4 農林水産業

##### （1）農業分野

##### ② 農地政策の見直しについて

##### イ 農地の有効利用のための意欲ある者の参入促進【平成21年度措置】

現在の農業経営においては、農地を購入するという農業経営者のインセンティブは乏しく、所有ではなく利用による規模拡大がスタンダード化している。これは、転用期待により過大に評価されている農地価格の回収に長期間要する現状の農業の収益性を考えると、当然と言えよう。新たに農業に参入する者においても同様に、参入当初から多額の投資を行うよりは、可能な限り投資を抑えて参入したいと考えるのが一般的である。

このような現実的なニーズに即し、農地の利用により、経営基盤の確保を容易にするとともに、それにより、個人を含め、他産業・異分野からの農業参入を促進し、様々な形態や新たなビジネスモデルで農業経営を展開する可能性を拡大することが必要である。

一方、法人が農業に参入し農地利用権を得るためには、農業生産法人要件を満たすか、又は、特定法人貸付事業において農地の利用権が取得できることとなっている。ただし、特定法人貸付事業については、区域の制限（市町村が、耕作放棄地や耕作放棄地になりそうな農地等が相当程度存在する区域を、参入可能な区域として設定）や条件（市町村との協定の締結）がある。

農業分野においては、農業就業者の減少や高齢化に歯止めがかかっておらず、人的資源の枯渇している地域もあり、この解消に向け、個人・法人で経営意欲のある者の参入を積極的に誘導することが不可欠である。

したがって、農地利用に関して、参入規制の在り方を検討し、個人・法人で農業に意欲ある者の参入を促進する。

##### エ 農業生産法人要件の見直し【平成21年度措置】

狭い国土の中で高密度な社会経済活動が営まれている我が国においては、農地の権利取得に際して、権利を取得しようとする者が適切に農業を行う見込みがある法人として、農業生産法人の要件が課されている。

一方、近年の米価の下落など経営を取り巻く状況は厳しく、農業生産法人の要件について、食品関連事業者等の異業種との連携の強化や資本の充実を図る観点から、農業生産法人が地域の農業者を中心とする法人であるという性格は維持しつつ、可能なものについては見直す。

○規制・制度改革に係る対処方針(平成 22 年6月 18 日 閣議決定)

「農業生産法人の要件(資本、事業、役員)の更なる緩和」

- ・ 改正農地法により、今後の日本農業の有効な担い手となり得る農業生産法人についての出資規制が一部緩和されたこと等を踏まえ、法施行後の農業生産法人の参入状況、企業の出資状況などの実態調査、及び参入した法人からみた農地利用に係る問題点の有無等の把握を行い、現行の農業生産法人要件が、意欲ある多様な農業者の参入促進との観点から適切かどうかについて検証し、結論を得る。<平成 23 年度中検討開始、できる限り早期に結論>